

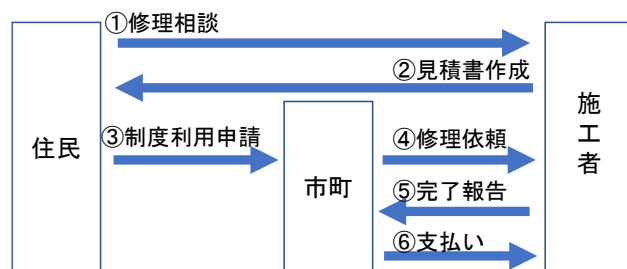
住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

「応急修理制度」は、大雨により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。

※はじめに、ご自身で施工者を選定し、修理の箇所や内容を調整の上、市町に申し込んでください。選定された施工者に対し、市町が修理を依頼します。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★大雨被害に対する応急修理の注意事項

- ・ 大雨による被害と直接関係のある修理が対象です。
※ 大雨により被害を受けたことがわかるように工事前の写真を撮影してください。
- ・ 土砂等の撤去・処分費、消毒費は、応急修理の費用に含めることはできません。
- ・ 住宅が半壊以上の被害を受け、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる場合は応急仮設住宅（みなし仮設）との併用が可能です。詳細については市町の担当窓口にご相談ください。

対象区域・対象者

対象区域：羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町

対象世帯：上記市で、大雨による被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯
（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

対象建物：令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた住宅

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額

（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：757,000円以内

準半壊：367,000円以内

※費用は市町から施工者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和8年11月26日（状況に応じ延長の場合あり）

制度利用にあたっての注意事項

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影にあたっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

(1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど

- ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。
メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。

(2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など

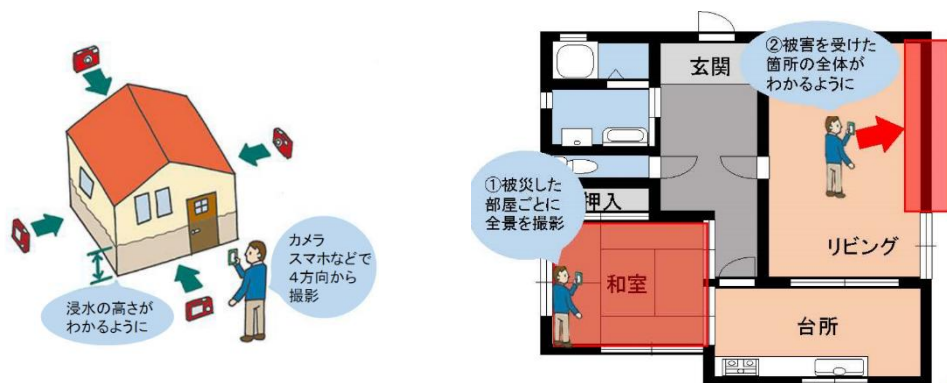
- ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。
片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたい場合は光の反射に注意してください。
- ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。

(3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など

- ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
- ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



※ 床上の浸水高さなど、令和8年8月27日からの大雨によって住宅が被害を受けたことがわかるように撮影してください。